

(令和6年度第1回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会資料)

宿泊税の制度の在り方の検討について

令和6年4月19日

京都市

(事務局：行財政局税務部税制課)



1-1 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題①

I 宿泊税の概要

・ 制度概要

目的 (使途)	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てること
課税客体	以下の施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館業（ホテル、旅館、簡易宿所）を営む施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設
納税義務者	宿泊者
課税標準 税率	1 人 1 泊について、宿泊料金が 20,000円未満 200円 20,000円以上50,000円未満 500円 50,000円以上 1,000円 ⇒ 受益に応じて「広く薄く」負担を求めることを基本としつつ、担税力に見合った負担となるよう、「免税点なし・段階的定額制」を採用
徴収方法	・特別徴収（特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者など） ・原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
課税免除	修学旅行その他学校行事等の参加者及びその引率者
施行日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
検討・見直し条項	施行後 5 年ごとに、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

・ 導入の経緯

- 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の後期実施計画(2016年～2020年)において、持続可能な行財政を確立するための自主財源の更なる確保策として、「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」を検討を明記
- 平成28年8月、「住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」設置。新たな負担を求める行為として「駐車場への駐車」、「宿泊」、「別荘の所有」の3案を検討し、「宿泊税」の創設を提言
- 平成29年11月、以下の付帯決議を付して条例案が可決。総務大臣同意(平成30年2月)を得て、平成30年10月から課税開始

- 1 違法に営業している宿泊施設の確実な捕捉及び徴収
 - 2 代行徴収や第三者納付の活用に係る民泊仲介事業者への働き掛け
 - 3 宿泊税収入の住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業への活用と議会・市民への情報公開
 - 4 宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援
 - 5 宿泊税の主旨及び徴収内容の広報
 - 6 条例施行後1年6箇月後の検証

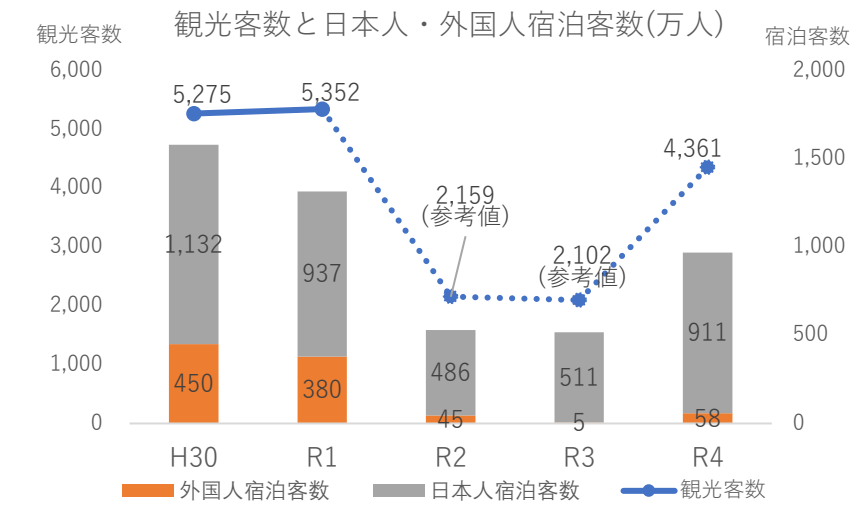
⇒ 施行1年6箇月後調査を実施し、①申告納入期限の特例の要件緩和、②課税免除対象の拡大(保育園の集団宿泊行事を追加)の見直しを行った。

1-2 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題②

II 京都観光を取り巻く状況

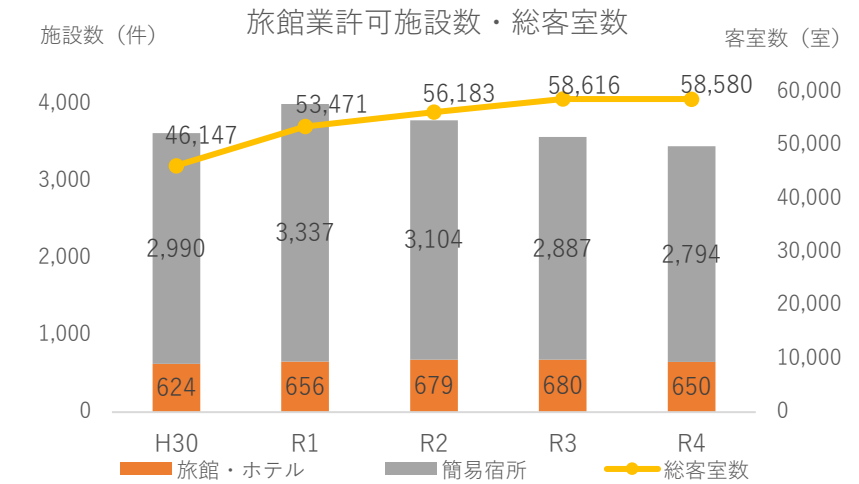
観光客の動向等

※各データの出典は調査報告書に記載



✓コロナ禍前の観光客数は5,000万人台で推移。コロナ禍で大幅に減少したが、令和4年には回復基調に好転

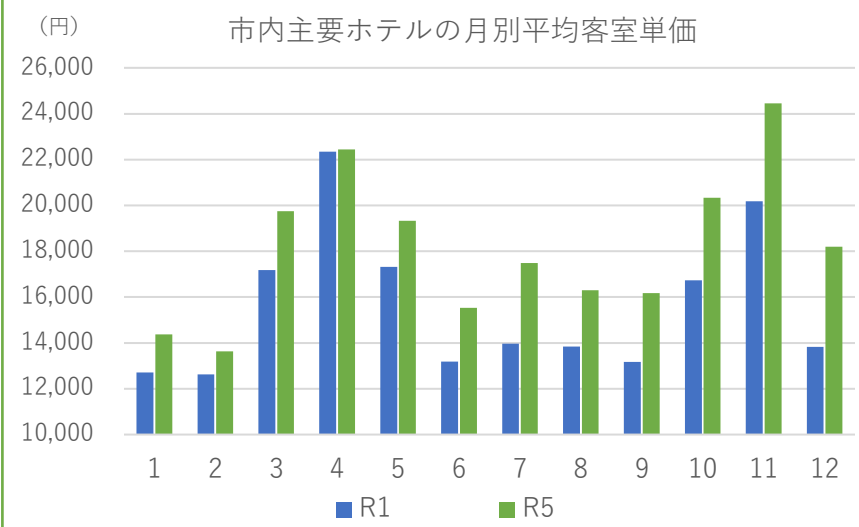
宿泊施設の状況



✓客室数は令和元年に5万室を突破し、以降は伸びが鈍化。簡易宿所の施設数は同年をピークに減少傾向

✓その他、高価格帯ホテルの新規開業が進んでいる。

平均客室単価等の推移



✓市内主要ホテルの平均客室単価は、令和5年は全ての月で令和元年同月を上回る。

観光業界における人手不足

➤京都市観光協会の調査において、市内の観光関連事業者の約7割（宿泊業や交通業では9割超）が「人手不足を感じている」と回答

京都観光に関する市民意識

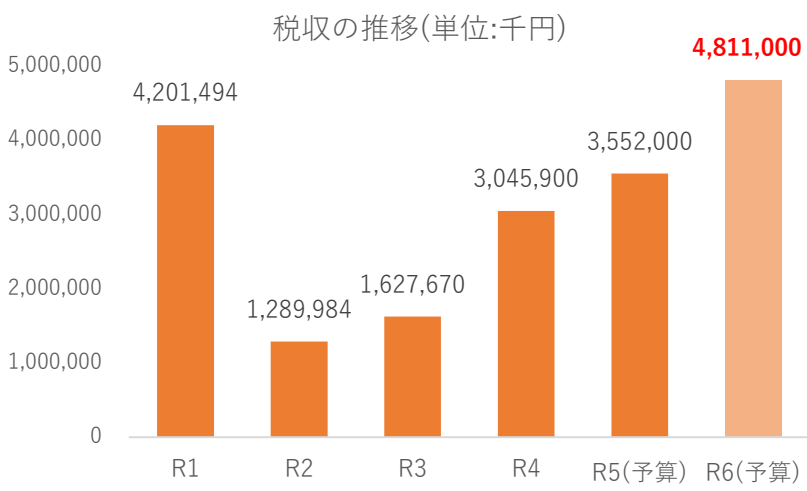
➤令和5年の市民意識調査において、「京都市の発展に、観光が重要な役割を果たしていると思う」と回答した市民は7割超

➤一方で、観光による「公共交通機関の混雑」、「道路の渋滞」を経験して迷惑したと回答した市民は6割、「観光客のマナー違反」を経験して迷惑したと回答した市民は5割

1-3-1 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題③

Ⅲ 宿泊税の施行状況

・ 税収の推移



- ✓ 宿泊税の税収は、令和元年度に約42億円(全国最多)であったが、コロナ禍により急減。
- ✓ 令和6年度予算では、過去最多となる**約48億円**を見込む。

<税率区分ごとの内訳(調定額ベース)>

※ 単位：千円

宿泊料金	税額区分	H31	R5(～10月)
2万円未満	200円	3,811,311 <91.10>	2,927,624 <84.91>
2万円以上 5万円未満	500円	267,528 <6.39>	344,429 <9.99>
5万円以上	1,000円	104,727 <2.50>	175,812 <5.10>
合計(調定額)		4,183,566 <100.00>	3,447,865 <100.00>

- ✓ 導入当初は200円区分が90%以上を占めていたが、高価格帯ホテルの新規開業や客室単価上昇を反映し、500円や1,000円区分の割合が増加。**約15%**を占めるに至っている。

・ 適正課税・徴収等の取組

- 申告率：H30～R5通算で**98.97%** 過年度分(R4まで)に限れば**99.72%** } ほぼ100%の課税捕捉を実現
- 宿泊事業者の負担軽減のため、毎年度、申告納入金額の2.5%(上限200万円)の補助金を交付(宿泊税特別徴収事務補助金)
- 宿泊予約サイトの運営事業者を特別徴収義務者に指定することによる代行徴収を実施
- 令和5年10月から、e L T A X (地方税ポータルシステム)を用いた電子申告・電子納付が可能に(電子申告については、施行当初から京都府・市町村共同電子申請システムにより導入済)

・ 周知・広報

- 宿泊客向け広報として以下を実施
 - ✓ チラシ・ポスター・ステッカー等を作成し、宿泊施設に送付
 - ✓ 8言語対応の宿泊税ポータルサイトを運営 など
- 「宿泊税を活用した主な事業」のチラシを作成し、毎年度宿泊事業者に送付



【宿泊税の認知度(市民アンケート)】

宿泊税を知らない人の割合：38%(R元)→**26%**(R5)
使途の認知度：**23%**(R5) 複数税率制の認知度：**12%**(R5)

1-3-2 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題③

・ 宿泊税を活用した事業一覧

※ 単位：百万円

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額	事業名	宿泊税 充当額
1 混雑対策	369	1 混雑対策・分散化	888	1 混雑対策・分散化	483	1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	581	1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	1,818	1 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備	2,190
隠れた名所の情報発信による観光客分散化など		手ぶら観光の推進など		安心・安全な東大路歩行空間創出事業など		無電柱化の推進など		朝・夜観光など幅広い京都の魅力向上など		安心・安全な京都観光のための情報発信など	
2 民泊対策	121	2 民泊対策	121	2 民泊対策	23	2 京都観光における更なる質・満足度の向上	507	2 京都観光における更なる質・満足度の向上	452	2 京都観光における更なる質・満足度の向上	700
違法の疑いがある施設の調査・指導など		違法の疑いがある施設の調査・指導など		違法の疑いがある施設の調査・指導（違法民泊がゼロに）		京都の魅力の情報発信の更なる強化など		地域の実情に応じたマナー対策等の強化など		持続可能なインバウンド観光促進事業など	
3 宿泊事業者支援	41	3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進	306	3 宿泊事業者支援・宿泊観光推進	56	3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	478	3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	705	3 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	510
旅館の経営強化・魅力発信支援など		「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進など		宿泊施設従業員向け歴史・文化体験研修の実施など		社寺屋根等保存会研修助成など		小・中学生による伝統文化体験など		市指定文化財等助成事業など	
4 受入環境の整備	305	4 受入環境整備	619	4 受入環境の整備	143						
外国人観光客マナー啓発など		観光客等帰宅困難者対策など		高齢の方なども使いやすい洋式トイレの整備など							
—		5 国内外への情報発信	250	5 国内外への情報発信	18						
		京都観光オフィシャルサイトの改修など		京都観光 Navi「食の京都」ページの開設など							
5 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	479	6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	1,528	6 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	381						
京町家の保全及び継承に関する取組（改修経費の助成）など		伝統行事助成（祇園祭山鉦修理）など		文化・伝統産業の担い手育成（京都文学賞の実施）など							

観光客誘致等の狭義の観光振興施策のみならず、**京都独自の価値である文化、景観等の魅力向上や、住みたい・訪れたいまちづくりを支える社会インフラ整備等の基盤的事業**にも活用

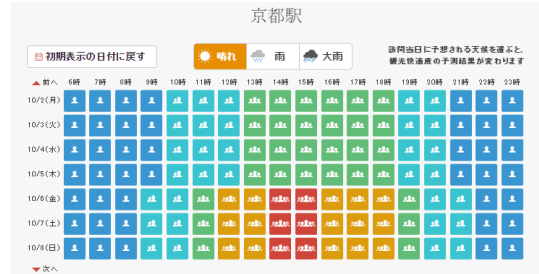
- 令和3年度以降は、以下の3つを柱に税収を活用している。
- ✓ **市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備**（例：観光地等交通対策、交通バリアフリー対策、無電柱化事業、街路樹の育成管理）
 - ✓ **京都観光における更なる質・満足度の向上**（例：岡崎や梅小路等の魅力向上による新たな魅力の創出、情報発信の更なる強化）
 - ✓ **京都ならではの文化振興・美しい景観の保全**（例：歴史的景観の保全に向けた取組、文化財の保全・継承に向けた取組）

宿泊税を活用した主な事業①：安心・安全な京都観光のための情報発信

事業概要（アクティビティ）

- 主な観光エリアにおける、ビッグデータを活用した観光快適度（混雑状況）予測の発信（令和元年9月～）や、混雑状況がリアルタイムで確認できる、ライブカメラ映像の配信（令和3年4月～）などを行う「京都観光快適度マップ」を運用している。

観光快適度（混雑状況）予測



- ✓ 多言語サイト（英語・中国語）の開設（令和4年10月～）
- ✓ 外国人観光客のビッグデータを活用したより精度の高い混雑予測（令和5年10月～）

リアルタイム映像の配信

- ✓ テロップ表示機能を導入し、各地域の事情に応じたマナー啓発、イベント情報・災害情報を発信（令和5年10月～）



事業費（インプット）

- 約0.3億円（R3～R5）
 - うち宿泊税充当額約0.2億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

観光快適度予測の閲覧数

年度	R1 ※	R2	R3	R4
閲覧数	約3万PV	約19万PV	約13万PV	約23万PV

※ 令和元年度は、配信を開始した9月～3月の集計

ライブカメラ視聴数

年度	R3	R4
視聴数	約611万PV	約927万PV

- 「京都観光快適度マップ」サイト内アンケート結果
当該サイトを確認した結果、予定変更を行った人の割合は、48%にのぼり、利用者からも「精度が高く、簡単で非常に見やすいので助かっている」と好評をいただいている。

- 「混雑状況の見える化」により、京都を訪れる観光客に混雑を回避し、安心・安全・快適に京都観光を楽しんでいただける
⇒ 市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に寄与



宿泊税を活用した主な事業②：持続可能なインバウンド観光促進事業

事業概要（アクティビティ）

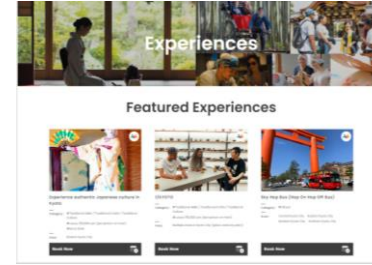
- 安心・安全の確保を前提とした持続可能なインバウンド観光を促進するため、次のような取組を進めている（令和5年度～）。
 - 京都観光モラルをはじめとする情報発信の強化
 - ✓ 京都観光オフィシャルサイトや京都市観光協会のSNS発信を強化
 - ✓ 民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたコンテンツを開発・運営
 - インバウンド受入環境整備
 - ✓ 京都観光モラルやマナーを観光客に伝えることを目的に、京都市認定通訳ガイドを活用したモデルツアーを造成
 - プロモーションの実施
 - ✓ 観光の分散化に資する取組をツアーに組み入れたファムトリップ（※）に対し取材支援等
※ 誘致促進のため、ターゲットとする事業者等に現地視察をしていただくツアー
 - 上質な観光サービスの充実
 - ✓ 上質な観光コンテンツの造成支援やラグジュアリー向け宿泊施設との連携など

事業費（インプット）

- 約0.5億円（R5）※予算
 - うち宿泊税充当額約0.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 体験予約ページ（英語）の新設



海外向け京都観光オフィシャルサイト上に、体験予約ページを新設。「朝夜観光」の推進に資する体験や「京都観光モラル推進宣言事業者」が提供する体験を中心に掲載。

- Kyoto Official Media Partners（民間ウェブサイトの良質な記事等をまとめたサイト）

現地取材に基づく質の高い内容や持続可能な観光に資する優良な情報を発信



- 市認定通訳ガイドを活用したマナー・モラル啓発に関するモデルツアー



ツアーを通して、京都の歴史・文化とともに、手ぶら観光や電車内の立振舞い、ごみの持帰りなどのモラル・マナーを伝え、外国人観光客に啓発

- ✓ 令和5年10月2日～21日実施
- ✓ 嵐山エリア・伏見稻荷エリアの全2コース

- インバウンドの本格的な再開が進む中、受入環境をより一層整備することで、市民生活と調和した持続可能な観光が図られている。

宿泊税を活用した主な事業③：「民泊」対策事業

事業概要（アクティビティ）

- 本市では、違法・不適正な「民泊」に対して、条例等の独自ルールに基づき対策を進めてきた。
- 【主な取組】
 - 「民泊通報・相談窓口」の設置
 - 適正化指導等の「民泊」対策に特化した専門チームを設置
 - 住宅宿泊事業法に基づく届出受付窓口を設置（令和2年度までは京都府行政書士会に委託）
 - 「民泊」に係る地域住民の支援事業
 - ✓ 地域住民の「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して専門アドバイザーが助言
 - 京都市民泊ポータルサイトの公開
 - ✓ 宿泊施設の手続に関する情報、施設の運営に必要な情報、許可施設又は届出住宅の情報及び違法施設の通報先等の情報などを一元的に発信
 - 定期監査及び宿泊施設スクリーニング調査を実施

事業費（インプット）

- 約4.7億円（H30～R5）
 - うち宿泊税充当額約4.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況
 - ✓ 平成28年4月から令和5年10月末までに通報のあった施設の99.9%(2,500件以上)が営業中止等に至る
- 「民泊通報・相談窓口」受付件数（令和5年10月末時点）
 - ✓ 受付件数は開設当初と比較して大きく減少

年度	通報	相談・意見等	計
H28	1,148件	575件	1,723件
H29	1,010件	950件	1,960件
H30	1,095件	1,039件	2,134件
R1	468件	411件	879件
R2	158件	150件	308件
R3	91件	63件	154件
R4	83件	71件	154件
R5	125件	94件	219件
累計	4,178件	3,353件	7,531件

- 「民泊」に係る地域住民の支援事業（H30.8～R5.6）

派遣実績	計32回（18町内会）
派遣人数	計72人（行政書士48人、建築士5人、弁護士6人、まちづくりアドバイザー9人、地域のまちづくりの専門家4人）

- 「民泊」対策事業により、宿泊者・市民の双方にとって安心・安全で良好な環境の確保が図られている。

宿泊税を活用した主な事業④：無電柱化の推進

事業概要（アクティビティ）

- 本市では、昭和61年度から無電柱化事業を開始。「景観系路線」と「幹線系路線(緊急輸送道路等)」に区分して取組を進めている。
- 平成30年度に「今後の無電柱化の進め方」（長期的な整備方針）とともに第7期計画となる今後10年間で整備を目指す34路線・19km（管路整備延長）の実施計画を策定。

今後概ね10年間で整備を目指す道路（平成31年3月）

景観系路線	新橋通、八坂通、三条通（寺町通～新町通）、清水通（茶わん坂）、銀閣寺通など
幹線系路線	河原町通、後院通、北大路通、寺町通、大手筋通、丸太町通など

- 無電柱化の推進に向けた具体的取組として、
 - 多様な整備手法の活用によるコスト削減やスピードアップ
 - 市民や事業者との協働
 - 広報・啓発活動などを実施している。

事業費（インプット）

- 約36.4億円（H30～R5）
 - うち宿泊税充当額約3.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

- 整備実績（昭和61年度～令和5年度末）

（単位：km）

	管路整備延長	「今後の無電柱化の進め方」に基づく内訳			
		景観の保全・再生 (管路整備延長)	防災 (管路整備延長)	安全・円滑 (管路整備延長)	その他道路 (管路整備延長)
幹線系路線	52.47	2.94	36.41	2.88	10.24
景観系路線	12.00	11.20	0	0	0.80
合計	64.47	14.14	36.41	2.88	11.04

（具体例）先斗町通

整備前（H28）



整備後（R3）



- 整備効果
無電柱化により、風情豊かで歴史的な街並み景観の保全・再生、都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間確保等が図られている。

宿泊税を活用した主な事業⑤：京町家の改修や維持修繕に対する補助

事業概要（アクティビティ）

- 平成30年10月から、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく個別指定及び指定地区内の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる大規模改修工事や維持修繕にかかる費用に対する補助を行っている。

➤ 指定京町家改修補助金

対象建築物	個別指定の京町家	指定地区内の京町家
対象工事	外部改修工事 設備改修工事 内部改修工事	外部改修工事 設備改修工事
補助金額	補助対象費用の1/2 上限額250万円	補助対象費用の1/2 上限額100万円

➤ 個別指定京町家維持修繕補助金

対象建築物	個別指定の京町家
対象工事	屋根や外壁の部分的な補修や防蟻処理など
補助金額	補助対象費用の1/2、上限額20万円

事業費（インプット）

- 約3億円（H30～R5）
 - うち宿泊税充当額約0.4億円

実績（アウトプット）・効果（アウトカム）

・活用実績（H30～R5累計）

	件数	金額
改修補助金	279件	217,215千円
維持修繕補助金	30件	4,751千円

（改修事例）

改修前

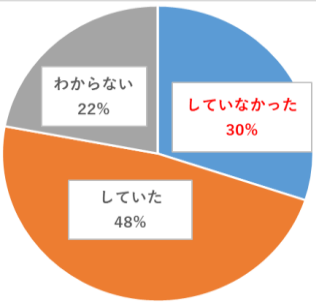


改修後

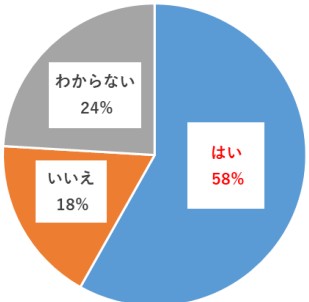


（補助金活用者対象のアンケート調査）※回答数186

Q:補助金がなかった場合、今回の工事はされていたか。



Q:補助金がなかった場合、京町家の維持は困難だったか。



- 京都の貴重な財産である京町家の保全が図られている。

Ⅳ 宿泊税の制度の在り方に関する論点

以下の観点から、宿泊税の税率の在り方を見直すことが考えられる。

【京都観光が目指す姿】（「京都観光振興計画2025」より）

市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光

- ① **「持続可能な観光」**の実現に向けた各種の取組（観光課題対策の強化をはじめとした**市民生活と観光のより一層の調和の推進**など）が一層求められる中で、それらを支える**財源の確保**
- ② 本市における**宿泊を取り巻く環境の変化**を踏まえた、宿泊客の担税力に見合った**公平な負担の実現**

高価格帯の宿泊施設の新規開業等

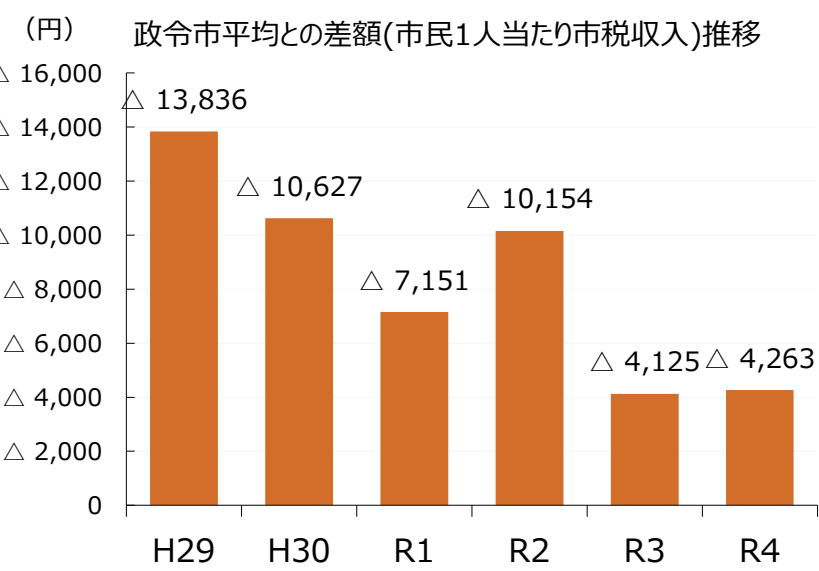
2 宿泊税導入時における課題と現状（財政状況）

京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申（平成29年8月）

3 新たな財源確保を行う理由（要旨）

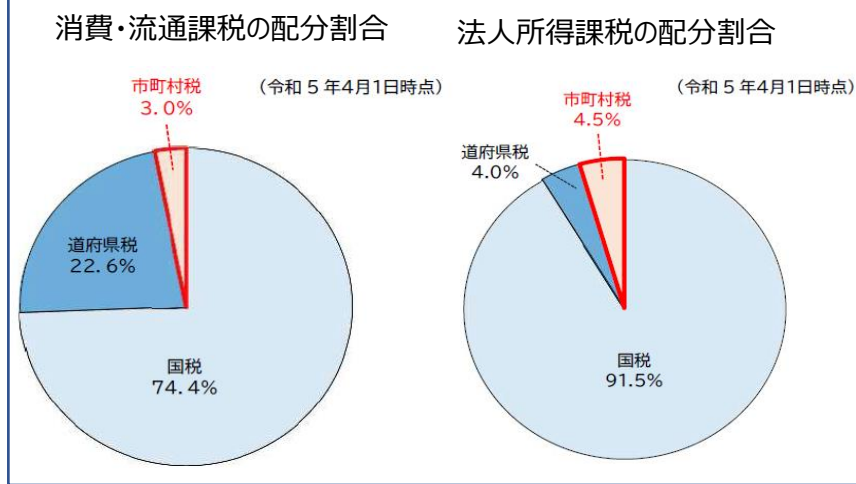
- 木造家屋や低層の建物、大学や寺院・神社、大学生の多さといった**まちの魅力が税収面では弱み**となっており、国からの地方交付税や臨時財政対策債等に多くを依存
- 法人所得課税のうち市町村へ納められる割合は1割に満たないなど、観光客数や観光消費額の増加などが、国の財政構造上、京都市の自主財源の確保に結びつかない

✓本市の市民一人当たり市税収入の政令市平均との差額は、宿泊税導入の効果もあり、H29年度からR4年度に掛けて**1万円近く減少**するも、なお**人口換算で約62億円少なく、地方交付税等に多くを依存**する状況



しかも…

✓都市税源の市町村への配分割合は**5%未満**であり、経済や観光の活性化が自主財源の確保に結び付きにくい状況は継続



さらに…

✓地方交付税の算定においては、「**観光**」に伴う行政サービスや**社会インフラ維持に係る財政需要の実態が的確に反映されていない**。
(例) 観光客の影響が大きい清掃費の割増分について「入湯税納税義務者数」が指標として用いられている。

(本市の観光ごみ処理経費) ※令和元年度決算

項目	需用費	実経費
清掃費	0.07億円	8億円

⇒ **基準財政収入額に含まれない独自財源＝宿泊税に大きな役割**

3 宿泊税導入時における課題と現状（行政需要）

京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申（平成29年8月）

2(2) 入洛客の増加に伴う施策の必要性

入洛客の増加等により、①道路の渋滞や公共交通機関の混雑、②受入環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足、③宿泊施設の不足など、ますます対応が必要となっている喫緊の課題が生じている。

①公共交通機関の混雑等

<主な対策>

- 観光地交通対策
- 地下鉄の利用促進
- 市バス新型車両の導入
- 観光の時期・時間・場所の分散化 など

<状況>

- ・ 対策強化を進める中で新型コロナウイルスの感染拡大が発生
- ・ 観光が本格的な回復を見せる中、更なる対策の強化が必要

②受入環境整備等

<主な対策>

- キャッシュレス環境整備助成
- 市認定通訳ガイド
- 観光案内のDX化
- 宿泊施設の経営強化、魅力発信 など

<状況>

- ・ キャッシュレス、多言語対応等、受入環境整備を着実に促進
- ・ 一方、担い手不足への支援は引き続き課題となっている状況

③宿泊施設の不足

<主な対策>

- 宿泊施設の質の向上を通じた量の確保
- 民泊対策

<状況>

- ・ 客室数の増加により、「泊まりたくても泊まれない」状態は解消
 - ・ 違法民泊がほぼゼロに
- 導入当時の課題は解決
(引き続き質的向上を図る)

- 導入当時の喫緊の課題のうち、「**宿泊施設の不足**」は解消
- 一方で、コロナ禍からの本格的な回復が進む中、「**持続可能な観光**」の実現に向けて、公共交通機関の混雑をはじめとする**観光課題対策の強化**や、**担い手の確保及び活躍の促進**といった取組に係る行政需要が増加
- また、都市基盤の整備など**市民生活向上の実感が得られる事業**への宿泊税の活用や、入洛客の増加に伴う特別の財政需要に係る負担の在り方を更に追求することが、観光への理解促進にも重要

4 今後の課題及び行政需要を踏まえた取組の方向性（案）

方向性1 観光課題対策の強化・市民生活と観光の調和の更なる推進

（取組例）

- 観光地、道路、市バスの混雑対策 ➤ 「京都観光モラル」の普及・実践促進
- 京都駅一極集中の緩和 ➤ マナー対策
- 市民の共感の輪の拡大（宿泊税の使途に係る理解促進を含む） など

⇒ **全庁的なPT^(※)を設置し、PDCAサイクルを回しながら事業を実施**

※市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム

方向性2 担い手の確保及び活躍の促進

（取組例）

- 公共交通、観光関連業界の担い手確保・定着支援
- 伝統産業の後継者育成 など



方向性3 更なる都市の魅力向上、住みたい・訪れたいまちづくりに係る社会インフラ整備等

- ・ 市民・観光客双方の満足度向上
 - ・ 観光や宿泊税への市民理解の促進
- を図るためには

- ・ **歴史・自然・文化・景観等京都独自の魅力向上**
- ・ **公共交通・施設等の都市基盤の維持・充実**

が不可欠

（取組例）

- 魅力的な景観の形成、京町家の保全・継承
 - 更なる文化芸術と産業・観光等との融合
 - 地下鉄の駅トイレ改修や可動式ホーム柵の設置
 - 駅やバス停、道路等のバリアフリー化、利便性向上
 - 京都駅の再整備
- など

5 税率見直しの考え方

税収構造の分析と増収効果

<税率区分ごとの内訳(調定額ベース)>

※ 単位：千円

宿泊料金	税額区分	R5(～10月)	R6予算推計
2万円未満	200円	2,927,624 <84.91>	4,085,079 <84.91>
2万円以上 5万円未満	500円	344,429 <9.99>	480,601 <9.99>
5万円以上	1,000円	175,812 <5.10>	245,320 <5.10>
合計(調定額)		3,447,865 <100.00>	4,811,000 <100.0>

- ✓ 1,000円区分（宿泊料金5万円以上）の割合は税収全体の約5%（約2.5億円）。料金10万円を超えるスイートルーム等の**超高額域はその中でもごく一部**と見込まれる。
- ✓ 税収全体の約85%（約41億円）を占める**200円区分（宿泊料金2万円未満）をどのように見直すかにより、増収効果は大きく左右される。**
- ✓ 一方で、宿泊料金2万円未満の区分の中でも、2万円付近の宿泊客と数千円の宿泊客とでは、宿泊税の負担感が異なると考えられる。

検討のポイント

行政需要とのバランス

- 目的税であり、必要な税収は行政需要(使途)との兼ねいで判断すべき

負担の公平性

- 宿泊者の担税力と負担の程度についてどのように考えるか
- 他方で、地方税の基本理念である応益負担原則にも留意する必要

特別徴収義務者の事務負担

- 税率区分を追加・細分化することで徴収事務が煩雑とならないか等

経済的效果

- 税率を引き上げることで京都への来訪・宿泊を抑制する効果が生じないか
- 税率の境界層付近における宿泊料金の設定に影響を及ぼさないか

(参考)定率制について

- 担税力と負担の一致や価格変化への応答性に優れる(ただし税収は不安定になりやすい)
- 飲食費等を含むパッケージ料金への対応等の実務的な課題がある。
- 国内での導入事例は倶知安町のみ

6-1 国内他都市の事例

導入年	京都市(H30)	東京都(H14)	大阪府(H29)	福岡県(R2)	倶知安町(R1)	金沢市(R31)	福岡市(R2)	北九州市(R2)	長崎市(R5)	二セコ町(R6)	
宿泊料金	税 率										
～5,000円	200円	課税免除	課税免除	200円 (※福岡市、北九州市内は50円)	定率制 (宿泊料金の2%)	200円	150円	150円	100円	100円	
5,000円～			100円							200円	200円
7,000円～											
10,000円～		100円	200円			500円	450円		500円		
15,000円～		200円	300円								
20,000円～	500円			500円							
50,000円～	1,000円			2,000円							
100,000円～											
税収 (R6予算)	48.1億円	47.6億円	27億円	18.6億円	5億円	8.9億円	28.8億円	4.5億円	3.3億円	1.6億円 (平年度)	
用途	- 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備 - 京都観光における更なる質・満足度の向上 - 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	- 観光関連事業者の経過力向上への支援 - 国内観光の活性化と国内外へのプロモーション - あらゆる旅行者が快適に滞在できる受入環境の整備 - 地域・住民に寄り添った観光地経営の推進	- 旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 - 大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組 - 旅行者の安全・安心の確保 - 魅力溢れる観光資源づくり - 効果的な誘客促進	- 県主体の施策 - 広域的な視点からの観光施策を実施 - 市町村に対する施策 - 市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興策への財政的支援（宿泊税を課す市町村を除く）	- リゾート地としての質の向上（ニセコエリアとして広域的に取り組む） - リゾート地としての魅力の向上（リゾートタウンとして町単独で取り組む）	- まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 - 観光客の受け入れ環境の充実 - 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	- 九州のゲートウェイ都市機能強化 - 大型MICE等の集客拡大への対応 - 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	- 都市イメージ戦略 - 観光資源の発掘・磨き上げ - セールスプロモーション - 受け入れ態勢の整備 - MICE戦略（都市型集客） - インバウンド戦略（海外からの誘客）	● 用途の分類の「5つの柱」 - サービス向上・消費拡大 - 情報提供 - 受入環境整備 - 資源磨き - 緊急時の対応等	- 地域内交通の充実 - 宿泊事業者の地域環境負荷の低減を促進・支援 - 観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX化推進 - 景観・環境保全対策 - 有事への備え	
その他		税率引上げの議論あり	制度見直しの議論あり			令和6年10月より免税点(5,000円)を導入予定				- R6.3に総務大臣同意 - R6.11施行	

6-2 海外主要都市の事例

導入年	パリ(H27)	ローマ(H23)	フィレンツェ(H23)	バルセロナ(H24)	ベルリン(H26)	ニューヨーク(H25)	バンクーバー(S62)
宿泊施設等級	税 率						
1つ星	1ユーロ	4ユーロ	3.5ユーロ	4.13ユーロ	定率制(5%)	定率 + 定額 ①定率 5.875% ②定額 宿泊料金に応じ 0.5ドル～2ドル ※他にホテルユニット フィー(州)1.5ドル が徴収される。	定率制(3%) ※ 令和5年2月1日 から7年間、2.5% が上乘せされる。 ※ 他に州税8%が徴 収される。
2つ星	1.25ユーロ	5ユーロ	4.5ユーロ				
3つ星	5.20ユーロ	6ユーロ	6ユーロ				
4つ星	8.13ユーロ	7.5ユーロ	7ユーロ				
5つ星	5.75～10.73ユーロ	10ユーロ	8ユーロ				
用途	- 地域の魅力向上と観光促進 - 観光インフラの開発 - 観光プロモーション	- 宿泊施設の維持 - 文化財及び景観の維持・管理・再生	宿泊施設やサービスの改善（清掃・道路整備・公共交通機関・文化活動など）	- 市のインフラ整備 - 文化・クリエイティブ産業に関する各種イベントへの支援	観光振興のため税収の一部を博物館や観光名所への支援に活用	観光開発・プロモーション	主に観光マーケティング、プログラム、プロジェクトの収益を上げるために活用
その他	令和6年1月1日より税率を引上げ	令和5年10月1日より税率を引上げ		令和6年4月1日より税率を引上げ			

7 今後の進め方（案）

第1回(4月19日)

【事務局から】

- ・ 諮問
- ・ 施行状況に関する現状と課題の報告
- ・ 検討の方向性(使途や税率見直しの考え方)等の提示

【御議論いただきたい内容】

- ・ 検討の方向性（論点）の整理
- ・ 今後の進め方の確認

宿泊事業者アンケート

【実施概要】

- ・ 目的：制度を見直した場合の影響(宿泊料金の分布等)、使途に対するニーズ、広報物の利用状況等の把握
- ・ 対象：市内の宿泊施設(ホテル・旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業届出住宅)から300施設程度を無作為抽出
- ・ 方法：オンラインアンケート(案内は郵送)

第2回(6月～7月)

- ・ 宿泊事業者アンケート結果報告
- ・ 業界団体ヒアリング実施
- ・ アンケート、ヒアリングの結果を踏まえた答申の方向性協議

※ 必要に応じ追加開催
(1～2回程度)

第3回(7月～8月)

- ・ 答申案の議論

- ・ 8月下旬（目安） 答申

8 (参考)宿泊税やその使途に関する意見、要望等

・京都市会

各会派から、宿泊税の税率の見直しや使途の在り方について意見表明がなされている。

(令和6年3月市会代表質問)

- 宿泊税の引上げを検討する際、ボリュームゾーンである税率200円区分に何らかの措置を講ずることは避けて通れない。同時にコロナ禍においても一泊10万円超の料金の施設は増加しており、そうした施設の宿泊者にはその担税力に見合った負担をお願いするのが公平ではないか。
- 高額な宿泊施設の宿泊者には担税力に応じた負担を求めるべき。また、税金は市民が観光都市としてのメリットを実感できるような使途に活用すべき。

・京都商工会議所（令和6年度予算・施策に関する要望）

(5. 観光産業への支援強化)

- 多様な人財の採用・定着のための支援強化
- 「京都観光モラル」の実践に向けた施策の推進や観光振興政策への市民理解促進
- グローバルな観光振興と住民生活の調和
- 観光・飲食関連事業者のDX促進 など

(6. 文化財や産業遺産の活用及び魅力発信の推進)

- 文化資源を活用した「上質な観光」の取組創出に向けた支援 など

(8. 超過課税の適正な活用について)

- 超過課税をはじめ、課税自主権の行使や目的税の運用に当たっては、財政上その他の必要性について効果を明確にするとともに、課税対象者の意見を斟酌して慎重に検討すること

・朝鮮学校と民族教育の発展をめざす会・京滋及び在日朝鮮人人権協会京都協議体 修学旅行等に係る課税免除の対象に外国人学校を含めるよう要請（令和6年1月19日）